

原議保存期間	3年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙首人発第101号
令和7年7月24日
警察庁長官官房首席監察官

警察職員の綱紀粛正の再徹底について(通達)

本年に入り、非違事案が相次いで発生し、本年上半期の全国警察の懲戒処分者数は154人(前年同期比+40人)となり、過去10年で最多を記録した。その特徴は下記1のとおりであり、極めて憂慮すべき状況にある。その背景には組織全体の規律の弛緩が懸念されるところであり、改めて規律の引締めを図り、警察組織の態勢の万全を期する必要がある。

警察職員の綱紀粛正については、「警察職員の一層の綱紀粛正について(通達)」(令和5年12月12日付け警察庁丙人発第195号)により指示しているところであるが、各都道府県警察にあっては、職員一人一人に対して当該通達の趣旨を認識させるとともに、下記2の対策を執ることにより、改めて組織全体の綱紀粛正を図られたい。

なお、各都道府県警察における非違事案防止に係る取組の状況については、今後担当者を招致するなどして確認する予定である。

記

1 特徴

本年上半期の懲戒処分者数の詳細を見ると、業務上では、勤務時間中にスマートフォンを用いて遊戯する職務放棄の増加が顕著であるほか、現場窃盗が引き続き見られる。また、私行上では、飲酒の伴う懲戒処分者の増加が顕著であり、その中でも酒酔い・酒気帯び運転、とりわけ自転車の酒酔い・酒気帯び運転が多く見られる。

2 対策

各都道府県警察においては、勤務状況の確認のための巡視や、人の住居等において行う捜査活動等の適正性を確保するための相互確認など、都道府県警察の実情に応じ、業務上の非違事案の防止に資する取組を推進すること。

また、推進中の飲酒の伴う非違事案防止に係る取組を検証し、取組を真に実効あるものにする事。